

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～令和5年度の保険料などについて～

【問合せ】

- 国保賦課徴収係 ☎32-2214
- 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601

### 保険料の計算方法

令和5年度の保険料は、7月に個別にお知らせします。

**均等割**  
【1人当たり保険料】  
**51,892円**



**所得割**  
【本人の所得に応じた額】  
(令和4年中の所得－最大43万円)  
**×10.98%**



**1年間の保険料**  
【限度額66万円】  
(100円未満切捨)

- ▶ 1年間の保険料の上限額は、66万円になります。
- ▶ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。  
※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。  
※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

### 保険料の軽減

#### ① 均等割の軽減

- ▷ 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- ▷ 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- ▷ 昭和33年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合 令和4年度
43万円+10万円×(給与所得者等の数－1)	7割
43万円+(29万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数－1)	5割
43万円+(53万5千円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数－1)	2割

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- 給与等の収入金額が55万円を超える方
- 公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

#### ② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減となります。(51,892円→25,946円)

※被用者保険とは、協会けんぽなど、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。

### お支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。(申し出によって「口座振替」も可能)

ただし、右記の①～③のいずれかに当てはまる方は「年金天引き」の対象となりません。「納付書」または「口座振替」にてお納めください。

※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます。

① 介護保険料が「年金天引き」されていない方(年金額が年額18万円未満の方)

② 介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料で天引きされている年金の受給額の半分を超える方

③ 新たに制度に加入された方の半年の期間

### 保険料の減免

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し保険料のお支払いが困難な場合は、保険料の減免を受けられる場合がありますので、国保賦課徴収係へご相談ください。



## 国保特定健診・後期高齢者健診のご案内

医療機関にかかっている方も、かかっていない方も、1年に1回は健診を受けて健康をチェックしましょう。医療機関にかかっている方も、普段は調べない検査が受けられたり、普段行なっている血液検査の一部が無料になります。

健診が無料で受けられる受診券(ピンク色)を5月末に対象の方へ郵送しました。

※届いていない方は医療保険係まで、お問い合わせください。

### 【対象外の方】

- 6カ月以上入院されている方
- 施設に入所されている方
- 妊産婦の方

### 〈対象者と検査内容〉

対象	健診種類	検査内容
40～74歳の 国民健康保険加入者	特定健診	◆ 問診・医師の診察 ◆ 身長・体重・腹囲計測
後期高齢者医療保険加入者	後期高齢者 健診	◆ 血液検査(血糖、血中脂質、肝機能など) ◆ 尿検査(糖、タンパクなど)

健診の申込方法、受診できる医療機関、集団検診などの詳細につきましては、下記のいずれかをご確認ください。

- ▶ 受診券に同封したチラシ
- ▶ 広報4月号と一緒にご案内した「令和5年度集団検診・バスツアー検診のお知らせ」チラシ
- ▶ 赤平市ホームページ「検診(健診)のお知らせ」ページ

※7月の集団検診を申込締切日以降に申し込みされる方は、健康づくり推進係にご連絡ください。

【健康づくり推進係 ☎32-5665】

### 令和5年度から

国保特定健診・後期高齢者健診  
を受けられた方全員に、  
「燃やせるゴミ袋20リットル10枚」  
をプレゼントします！

### ゴミ袋受け取り方法

- ① 医療機関で健診を受けられた方  
受診後に医療機関から送られる健診結果票を市役所1階医療保険係にお持ちください。  
※受取期間は、健診結果が届いてから3カ月以内をめぐとしますので忘れないようお願いいたします。
- ② 集団検診・バスツアー検診を受けられた方  
検診当日、会場でお渡しします。

### 窓口での世帯主の確認、代理人の確認を行なっています

国民健康保険の申請などの際、世帯主の確認と被保険者の確認を行なっています。世帯主(本人)確認に必要なものは、下記のとおりです。(いずれも有効期限内のものに限る)

- マイナンバーカード
- 運転免許証
- パスポート
- 身体障害者手帳  
など写真つきのものは1点

または

- 公的医療保険の被保険者証(健康保険証)
- 介護保険被保険者証
- 年金手帳など官公庁が発行したもの  
など写真のついていないものは2点

代理人が手続きされる場合、上記のほか代理人の方の身元確認できるものが必要となります。

後期高齢者医療も同様に、本人確認・代理人の確認を行なっています。